

三条市水害対応マニュアル  
(自治会編)

令和4年4月

三 条 市

## 目 次

第1	災害警戒（対策）支部	1
1	災害警戒（対策）支部の設置基準	2
2	災害警戒（対策）支部の設置場所	4
3	災害警戒（対策）支部の所管地域等	5
第2	自治会長の役割	6
1	活動拠点等	6
2	避難情報の伝達	6
3	被害状況報告	6
4	応急措置	6
5	土砂災害に係る対応	7
第3	避難情報	8
1	高齢者等避難	8
2	避難指示	9
3	緊急安全確保	10
第4	浸水警戒情報	11
1	発信時の状況	11
2	発信基準	11
第5	避難所	12
1	避難所の開設順位	12
2	避難所の役割	12
3	自治会長の避難先	12
4	第2次避難所	12
第6	自主防災組織が設立されていない地区の自治会の役割	13
参 考		
1	自治会連絡網（例）	14
2	災害時要援護者名簿登録者の範囲	15
3	関係機関連絡先	15
4	土砂災害に係る避難情報対象地区等	16

本マニュアルは、災害時における自治会に協力いただきたい基本的活動項目を記載したものです。

他方、災害時にはどのような事態が発生するか想像できません。このマニュアルに記載している事項以外であっても、「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」の認識の下、適時適切に行動していただければ幸いです。

また、自治会長の交代時におきましては、災害対応マニュアル、災害時要援護者名簿、戸別受信機等について、後任の方に適切に引き継いでいただきますようお願いいたします。

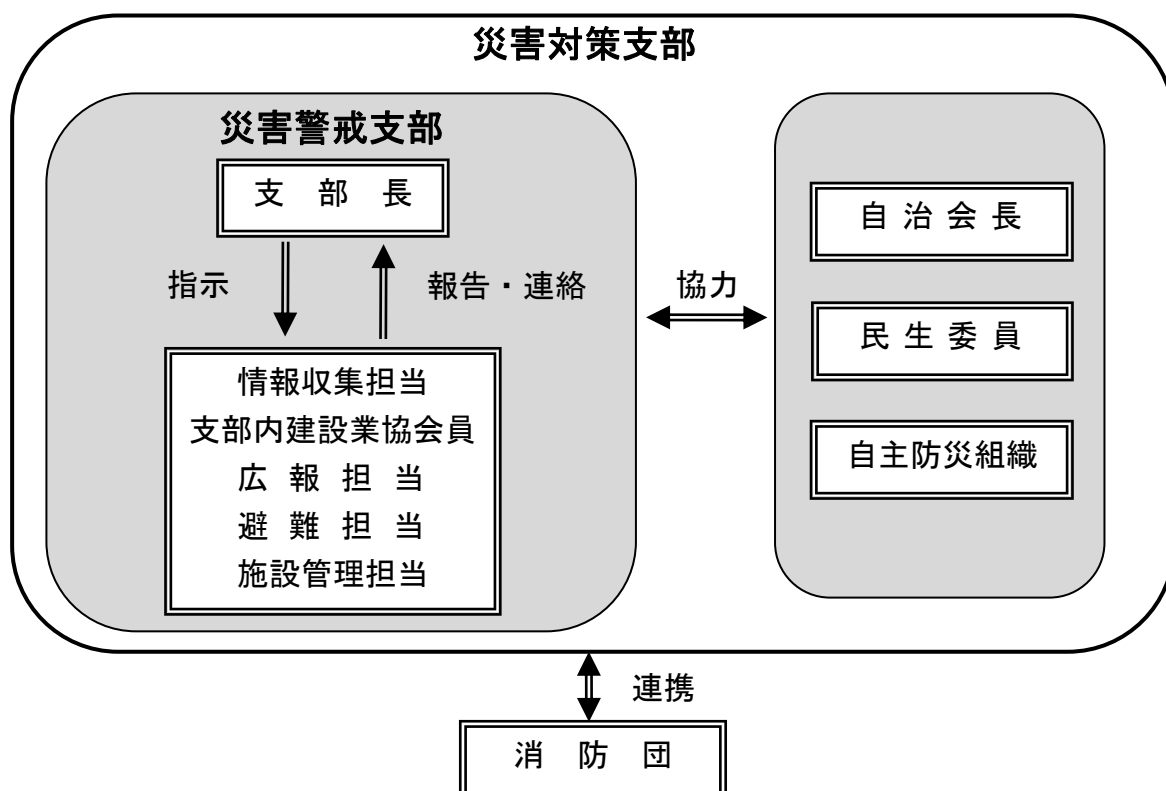
## 第1 災害警戒（対策）支部

三条市の災害対策体制として、市役所に第2次配備体制となる災害警戒本部を設置すると同時に、市内10地区に災害警戒支部を、更に第3次配備体制となる災害対策本部と同時に災害対策支部を設置します。

この災害警戒（対策）支部は、市職員を配置し、各地区における被害状況等の情報収集、市から住民等への広報、災害時要援護者対策等を行う地域の拠点として、自治会長を始めとする地域の協力を得ながら活動します。また、第1次避難所としての機能を併せ持ち、災害警戒支部開設と同時に避難所としての対応も可能となります。

自治会長には、災害対策支部に至った場合は、その構成員となっただき、活動拠点は自宅等とし、支部に詰める必要はありませんが、支部との連携をより密にし、行政と地域とのパイプ役として活動していただきます。

### ○支部の構成



## 1 災害警戒（対策）支部の設置基準

○五十嵐川に係る基準（堤防の高さ：渡瀬橋18.5m、滝谷28.1m、荒沢65.1m）

対象支部：【渡瀬橋】東支部、南支部、西支部、中北支部、井栗支部、本成寺支部、大崎支部、栄支部 【滝谷、荒沢】下田支部

(1) 災害警戒支部は、次の基準に達したときに設置します。

五十嵐川水位 (渡瀬橋水位)	五十嵐川水位 (滝谷水位)	五十嵐川水位 (荒沢水位)
12.65m以上 (堤防まであと5.85m)	25.5m以上 (堤防まであと2.6m)	61.65m以上 (堤防まであと3.45m)

(2) 災害対策支部は、次の基準（高齢者等避難発令基準と同じ。）により災害対策本部を設置したときに設置します。

五十嵐川水位 (渡瀬橋水位)	五十嵐川水位 (滝谷水位)	五十嵐川水位 (荒沢水位)
13.58m以上 (堤防まであと4.92m)	26.89m以上 (堤防まであと1.21m)	62.23m以上 (堤防まであと2.87m)

○刈谷田川に係る基準（堤防の高さ21.84m）

対象支部：栄支部、南支部、西支部、本成寺支部

(1) 災害警戒支部は、次の基準に達したときに設置します。

刈谷田川水位 (大堰水位)
17.0m以上 (堤防まであと4.84m)

(2) 災害対策支部は、次の基準（高齢者等避難発令基準と同じ。）により災害対策本部を設置したときに設置します。

刈谷田川水位 (大堰水位)
18.5m以上 (堤防まであと3.34m)

**○信濃川に係る基準** (堤防の高さ14.85m)

**対象支部：東支部、南支部、西支部、中北支部、井栗支部、大崎支部、大島支部、栄支部**

- (1) **災害警戒支部**は、次の基準に達したときに設置します。

信濃川水位 (尾崎水位)
8.7m以上 (堤防まであと6.15m)

- (2) **災害対策支部**は、次の基準(高齢者等避難発令基準と同じ。)により災害対策本部を設置したときに設置します。

信濃川水位 (尾崎水位)
9.9m以上 (堤防まであと4.95m)

**○土砂災害に係る基準**

**対象支部：井栗支部、本成寺支部、大崎支部、栄支部、下田支部のうち該当地区**

- (1) **災害警戒支部**は、次の基準に達したときに設置します。

2時間以内に大雨警報(土砂災害)の発表基準を超過する予測が公表される見込みで、かつ、降雨が継続する見込み
--

- (2) **災害対策支部**は、次のいずれかの基準に達したときに設置します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の基準に到達」したとき</li> <li>・大雨警報(土砂災害)の発表が夜間・早朝となることが予測されるとき</li> </ul>
--

**○中小河川に係る基準**

**対象支部：南支部、西支部、井栗支部、栄支部、下田支部のうち該当地区**

- (1) **災害警戒支部**は、次の基準に達したときに設置する。

浸水警戒情報提供基準(P11「2 発信基準」参照) 島田川(南支部、西支部) 新通川(南支部、西支部) 貝喰川(西支部) 大面川(栄支部) 大平川(下田支部)
---

- (2) **災害対策支部**は、次のいずれかの基準により災害対策本部を設置したときに設置する。

避難指示発令基準(P10「(2) 発令基準」参照) 布施谷川(井栗支部) ※1 鹿熊川(下田支部) ※2
---

※1 第2次避難所に加え、中央公民館保内分館(その他避難所)も開設

※2 第2次避難所のうち、飯田小学校を開設

## 2 災害警戒（対策）支部の設置場所〔第1次避難所を兼ねる。〕

支部名	施設名	電話番号	備考
東支部	第二中学校	33-1248 46-8616(内線 6300)	
南支部	第一中学校・嵐南小学校	33-1093 46-8616(内線 5990)	
西支部	ものづくり拠点施設（旧南小）※	32-0908 46-8616(内線 6610)	
中北支部	中央公民館	32-4811 46-8616(内線 6460)	
井栗支部	第四中学校	38-8105 46-8616(内線 6320)	
本成寺支部	西鱒田小学校	33-2050 46-8616(内線 6080)	
大崎支部	大崎学園	38-6340 46-8616(内線 6100)	
大島支部	大島中学校	33-2317 46-8616(内線 6350)	
栄支部	栄庁舎 〔避難所：農村環境改善センター〕※	45-4111	
下田支部	下田庁舎 〔避難所：下田公民館〕※	46-2511 46-5906	

※ペット同行避難対応避難所（上記の3か所に加え、第2次避難所の「体育文化会館」も対応）

## 3 災害警戒（対策）支部の所管地域等

支部名	行政区名（自治会長設置単位）	河川に係る避難情報の発令単位
東支部	一ノ門1・2 林町1・2 仲之町 横町1・2 神明町(下町) 神明町(神明町) 旭町1・2 田島1 田島2 東三条1・2 興野1~3 北中 新光町 嘉坪川1・2	嵐北地区
南支部	北四日町 四日町 南四日町1・2 南四日町3・4 北新保1 北新保2 南新保 東新保 曲淵1 曲淵2	嵐南地区
西支部	島田1 島田2 島田3 大野畑 由利 西四日町1 西四日町2 西四日町3 西四日町4 西本成寺1・2 条南町 桜木町 直江町1~4 土場	嵐南地区
中北支部	本町1(上町) 本町2(大町) 本町2(田町) 本町3(一ノ町) 本町4(二ノ町) 本町5(三ノ町) 本町5・6(四ノ町) 本町6(五ノ町) 本町6(六ノ町) 本町6(鍛冶町) 八幡町(八幡小路) 元町(古城町) 元町(日吉町) 元町(三ヶ町) 居島 東裏館1~3 西裏館1~3 荒町1・2 石上1~3 栗林	嵐北地区
井栗支部	塚野目1~6 鶴田1 鶴田2・3 鶴田4 西潟 井栗1~3 北野 白山 須戸 柳場 柳川 三貴地 三柳 牛ヶ島 上保内 みずほ 下保内	井栗地区
本成寺支部	東本成寺 西中 五明 下新田 東鱈田 東鱈田2 西鱈田 金子 袋 南入蔵 入蔵新田 長嶺 吉田 如法寺 月岡1 月岡3・4 月岡2 諏訪3 諏訪1 諏訪2 片口 新保 枝郷 緑ヶ丘 曲淵3	本成寺地区
大崎支部	西大崎1 西大崎2 西大崎3 東大崎1・2 麻布 松ノ木町 上野原 柳沢 籠場 中新 下坂井 北入蔵1・2 北入蔵3 三竹1 三竹2・3	大崎地区
大島支部	上須頃 須頃1 下須頃 須頃2・3 大島 井戸場 代官島 荻島	大島地区
栄支部	鬼木新田 鬼木 尾崎 今井 今井野新田 泉新田 岡野新田 貝喰新田	栄北地区
	小古瀬 中島 千把野新田 善久寺 芹山 渡前 中曾根新田 福島新田甲 浦新田 福島新田丙 新堀 美里 東光寺 若宮新田 一ツ屋敷新田 猪子場新田	栄中央地区
	小滝 高安寺 大面 北潟 矢田 吉野屋 蔵内 茅原 戸口 安代 前谷内 帯織 山王 岩淵 栄荻島	大面地区
下田支部	檜山 花淵 上組 中組 下組 中野原 荻堀上 荻堀下 原上 原下 桑切 笹巻 福沢 大沢 長沢 駒込上 駒込中 駒込下 広手 大平 高屋敷 滝谷 島潟 福岡 高岡 下大浦 馬場 上大浦	長沢地区
	遅場 葎谷 濁沢 早水 牛野尾 長野 名下 栗山 塩野淵 笠堀 大谷地 南五百川 北五百川 院内 森町 田屋 棚鱗 荒沢 小長沢 庭月 八木前	森町地区
	江口 島川原 南中 上飯田 中飯田 下飯田 鹿峠 小外谷 曲谷 牛ヶ首 落合 上谷地 蝶名林 中浦 新屋 鹿熊	鹿峠地区

## 第2 自治会長の役割

### 1 活動拠点等

自治会長には、自宅等で災害対応活動を行っていただきます。なお、市側から自治会長への最初の災害連絡は同報系防災行政無線の戸別受信機を使用し、「災害警戒支部が設置されました。」という内容を連絡します。その後、支部から戸別受信機の放送を聴いたかどうかの確認の電話をさせていただきます。

また、自治会長が不在の場合は、代理者に連絡をし、戸別受信機で放送した内容を連絡させていただきます。

### 2 避難情報の伝達

市から戸別受信機により避難情報を受けたら、直ちに自治会内の連絡網により、その情報を次の要領により住民に伝達することとします。

自治会長が不在の地区については、戸別受信機で放送した内容と同じ内容を支部から代理者に電話で連絡させていただき、その情報を次の要領により住民に伝達することとします。

#### (1) 高齢者等避難発令時

- ① 災害時要援護者等の特に避難行動に時間を要する者は、第1次・第2次避難所への避難行動を開始すること。
- ② 通常の避難行動ができる者は、避難をするための準備を開始すること。
- ③ ラジオやテレビを付けて、今後の情報に注意すること。

#### (2) 避難指示発令時

- ① 避難指示が発令されたので、第1次・第2次避難所に歩いて（又は自転車で）避難すること。

※(1)・(2)共に、地区住民への伝達は行うものの、支部への伝達完了報告は行いません。

### 3 被害状況報告

- (1) 自治会長は、自身に危険のない範囲内で、自治会役員等と協力して、地域の巡視や住民への聞き取り等を通じ積極的に被害情報を収集し、担当の支部へ電話等で報告します。
- (2) 被害の内容によっては、消防、警察、ライフライン等の関係機関への通報を優先します。

### 4 応急措置（自主防災組織が組織化されていない地区）

- (1) 被害発生連絡があったら、自身に危険のない範囲内で、事故防止のため、立ち入りを制限する等の応急措置を実施します。
- (2) 道路の冠水等で交通規制を行う必要がある場合は、市建設課、消防本部（消防団を含みます。）が対応しますが、被害状況等の程度によっては、災害警戒（対策）



支部からの協力要請に基づき、自治会長がロープ等での通行止めを実施します。

また、自治会長が急を要すると判断し、事故防止のために交通規制を実施したときは、速やかにその旨を災害警戒（対策）支部に報告します。

## 5 土砂災害に係る対応

現地で土砂災害の前兆現象が確認された場合は、自治会長の判断で住民の自主避難を促し、その後、速やかに住民の避難先、安否等について市へ報告します。なお、自治会長の任務に伴う責任は、「三条市」が負うものとします。

### 第3 避難情報

住民の避難行動にあつては、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」の3段階とし、浸水到達時間に応じ地区ごとに段階的に発令します。（河川に係る発令単位及び行政区は5ページ[災害警戒(対策)支部の所管地域等]を、土砂災害に係る発令単位及び行政区は16ページ[土砂災害に係る避難情報対象地区等]を参照）

#### 1 高齢者等避難

##### (1) 発令時の状況

災害時要援護者等の特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況

##### (2) 発令基準

○ 次の基準に達したとき。

基準河川	水位	対象地区
五十嵐川 (渡瀬橋水位) (堤防の高さ 18.5m)	13.58m以上 (堤防まであと 4.92m)	嵐北、嵐南、本成寺、大崎
	14.23m以上 (堤防まであと 4.27m)	井栗、栄中央 ※あわせて、上表の地区に避難指示を発令する。
五十嵐川 (滝谷水位) (堤防の高さ 28.1m)	26.89m以上 (堤防まであと 1.21m)	長沢、鹿峠
五十嵐川 (荒沢水位) (堤防の高さ 65.1m)	62.23m以上 (堤防まであと 2.87m)	森町
刈谷田川 (大堰水位) (堤防の高さ 21.84m)	18.5m以上 (堤防まであと 3.34m)	栄北、栄中央
	19.0m以上 (堤防まであと 2.84m)	大面 ※あわせて、上表の地区に避難指示を発令する。
信濃川 (尾崎水位) (堤防の高さ 14.85m)	9.9m以上 (堤防まであと 4.95m)	嵐北、井栗、大島、栄北
	10.9m以上 (堤防まであと 3.95m)	嵐南、大崎、栄中央 ※あわせて、上表の地区に避難指示を発令する。

##### ○ 土砂災害に係る基準

対象地区：保内地区、本成寺地区、大崎地区、大面地区、長沢地区、森町地区、鹿峠地区

次のいずれかの基準に達したときに発令します。

- ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の基準に到達」したとき
- ・大雨警報（土砂災害）の発表が夜間・早朝となることが予測されるとき

(3) 住民に求める行動

- 災害時要援護者等の特に避難行動に時間を要する者は、第1次・第2次避難所への避難行動を開始します。
- 通常の避難行動ができる者は、避難をするための準備を開始します。
- 災害時要援護者の避難を支援する者は、支援行動を開始します。

## 2 避難指示

(1) 発令時の状況

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況

(2) 発令基準

- 次の基準に達したとき。

基準河川	水位等	対象地区
五十嵐川 (渡瀬橋水位) (堤防の高さ 18.5m)	14.23m以上 (堤防まであと 4.27m)	嵐北、嵐南、本成寺、大崎 ※あわせて、井栗、栄中央地区に高齢者等避難を発令する。
	笠堀ダムのただし書操作(※)の予告連絡があったとき	
五十嵐川 (滝谷水位) (堤防の高さ 28.1m)	27.32m以上 (堤防まであと 0.78m)	長沢、鹿峠
	笠堀ダムのただし書操作(※)の予告連絡があったとき	
五十嵐川 (荒沢水位) (堤防の高さ 65.1m)	62.71m以上 (堤防まであと 2.39m)	森町
	笠堀ダムのただし書操作(※)の予告連絡があったとき	
刈谷田川 (大堰水位) (堤防の高さ 21.84m)	19.0m以上 (堤防まであと 2.84m)	栄北、栄中央 ※あわせて、大面地区に高齢者等避難を発令する。
	刈谷田川ダムのただし書操作(※)の予告連絡があったとき	

基準河川	水位等	対象地区
信濃川 (尾崎水位) (堤防の高さ 14.85m)	10.9m以上 (堤防まであと 3.95m)	嵐北、井栗、大島、栄北 ※あわせて、嵐南、大崎、栄 中央地区に高齢者等避難を 発令する。
鹿熊川 (新曲谷橋水位) (堤防の高さ 33.57m)	32.07m以上 (堤防まであと 1.5m)	鹿峠
布施谷川	越水した布施谷川の水 が県道大面保内線付近 の道路上を保内駅に向 かって流れ始めたとき	保内

※ 「ただし書操作」とは、ダムの満水位を超えそうなときに、流入量と同じ水量を放流する操作を言います。

○ 大雨を要因とする特別警報が発表されたとき。

○ 土砂災害に係る基準

対象地区：保内地区、本成寺地区、大崎地区、大面地区、長沢地区、  
森町地区、鹿峠地区

次のいずれかの基準に達したときに発令します。

- ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ・ 土砂災害発生の前兆現象が確認されたとき
- ・ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき

### (3) 住民に求める行動

通常の避難行動ができる者は、第1次・第2次避難所、安全な建物の2階等への避難行動を開始します。

## 3 緊急安全確保

### (1) 発令時の状況

- ① 災害の前兆現象の発生や現在の逼迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- ② 災害が発生した状況

### (2) 発令基準

- ① 避難指示の発令基準を基に、また災害の発生を機に、避難がより急を要すると市長が判断したときに発令します。
- ② 緊急安全確保は、避難指示よりも「急を要する」と判断した場合に発令することから、より重く、命令的な意味合いが強くなります。

対象河川	対象地区
五十嵐川	嵐北、嵐南、本成寺、大崎 ※あわせて、井栗、栄中央地区に避難指示を発令する。
	長沢、森町、鹿峠
刈谷田川	栄北、栄中央 ※あわせて、大面地区に避難指示を、嵐南、本成寺地区に高齢者等避難を発令する。
信濃川	嵐北、井栗、大島、栄北 ※あわせて、嵐南、大崎、栄中央地区に避難指示を発令する。

### (3) 住民に求める行動

- ① 避難指示等の発令後で、避難行動中の住民は、直ちに避難行動を完了します。
- ② まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移ります。避難所に避難するいとまがないときは、安全な建物の2階に避難するなどの生命を守る最低限の行動を取ります。

## 第4 浸水警戒情報

### 1 発信時の状況

生命又は身体を守るための避難行動までは必要としない状況下において、河川の氾濫により家財、食料等を浸水から守るための対策が必要な状況

### 2 発信基準

対象河川に設置されている危機管理型水位計、防災カメラ等により、該当河川で越水間近であることを市が確認したとき。(危機管理型水位計で氾濫開始水位(堤防天端高)接近時など)

※ 該当河川沿線の地区に避難情報を発令している場合又は発令するおそれが高い場合は発信しない。

- 対象河川…島田川、新通川、貝喰川、大面川、大平川

## 第5 避難所

### 1 避難所の開設順位

避難所は、①第1次避難所、②第2次避難所、③その他避難所に分類し、災害規模に応じて、第1次避難所から順次開設していきます。

**第1次避難所**は、支部設置と同時に職員が配置され、避難所も併せて開設します。

**第2次避難所**は、高齢者等避難の発令に合わせ、対象地域内の避難所となる施設に職員を配置し、開設します。

**その他避難所**は、避難指示の発令時に、対象地域内の第1次・第2次避難所の避難者数や災害の規模等を考慮し、必要と判断したところから開設していきます。したがって、開設前にこの避難所に避難されても、職員数にも限りがあり、直ぐに職員を配置し、対応することが難しい状況にありますので、できるだけ第1次・第2次避難所に避難するよう住民の理解と協力も必要となります。開設する避難所は、支部の広報車や自治会の連絡網を通じて周知します。

自治会の判断で、状況に応じて地域の集会所等(市が開設した避難所以外の避難所)に避難された場合は、避難した場所やおおよその避難者数を支部へ報告してください。

### 2 避難所の役割

避難所は、避難者の避難先としての本来の役割のほかに、避難者はもちろん、避難所に避難されなかった被災者に対しても、食料、日常生活品等の物資、防疫用薬剤、泥上げ麻袋などを配布する拠点となります。

また、災害関連情報も、燕三条FM等で広報しますが、避難所でも平成16年に発生した7・13水害では「災害復興ニュース」として紙面による情報提供を行ったように、情報発信の拠点にもなりますので、住民の方々からも、それらの物資や情報を避難所に取りに来てもらうことが基本になります。

### 3 自治会長の避難先

自治会長は、支部に参集せず、活動の拠点は自宅等となりますが、もしも避難するような状況になったら、極力、第1次・第2次避難所に避難してください。

### 4 第2次避難所

地区名	施設名			
東地区	三条商業高校			
南地区	嵐南公民館	勤労青少年ホーム	三条高校	
西地区	旧第一中学校武道場			
中北地区	上林小学校	裏館小学校	体育文化会館	
井栗地区	旭小学校	井栗小学校	塚野目保育所	保内小学校
本成寺地区	総合福祉センター	月岡小学校		
大崎地区	大崎会館	三条東高校		
大島地区	須頃小学校	大島小学校		
栄地区	栄北小学校	大面小学校		
下田地区	大浦小学校	飯田小学校	よってげ邸	諸橋轍次記念館

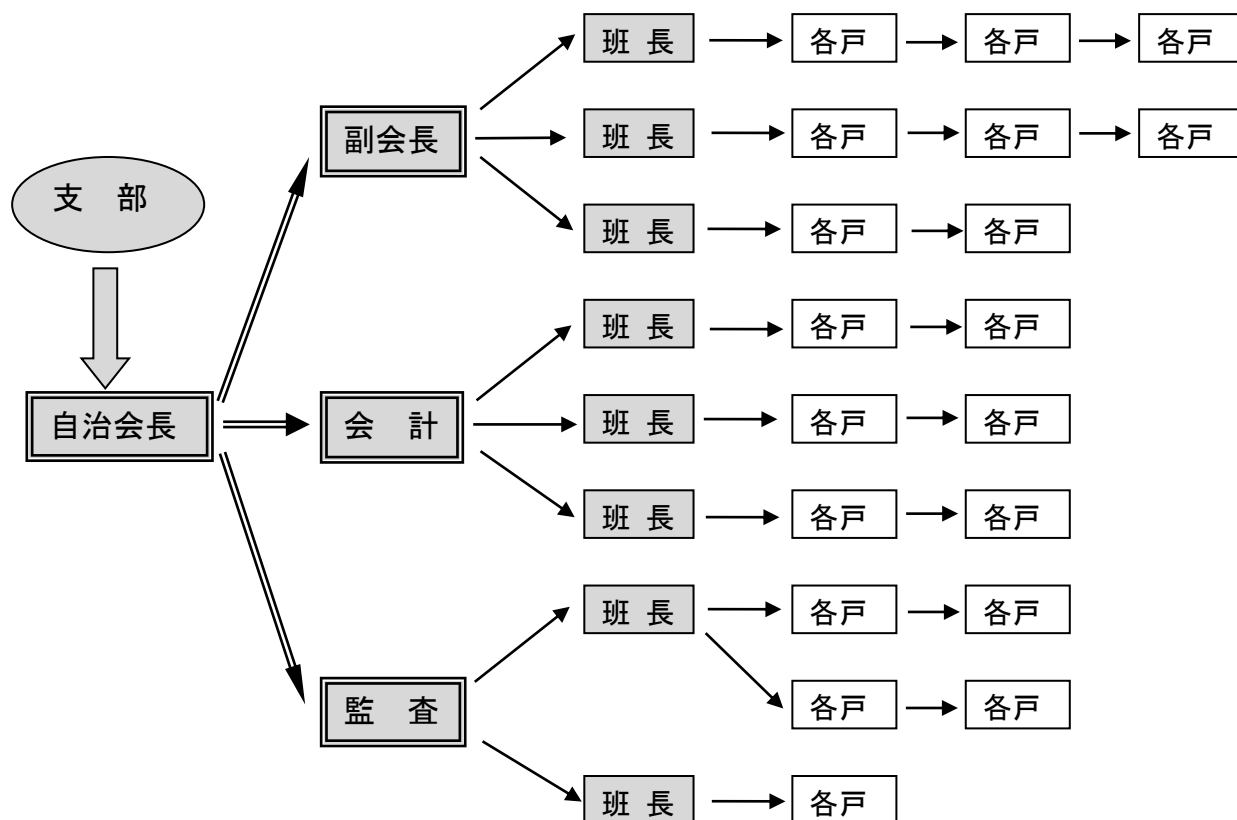
※避難対象地域を限定するものではないので、最寄りの避難所に避難してください。

## 第6 自主防災組織が設立されていない地区の自治会の役割

自主防災組織がまだ設立されていない自治会については、自主防災組織の役割も自治会から担っていただくことになることから、「水害対応マニュアル（自主防災組織編）」に基づき、災害時に行動できるような体制を整えておいてください。

[参考]

1 自治会連絡網（例）



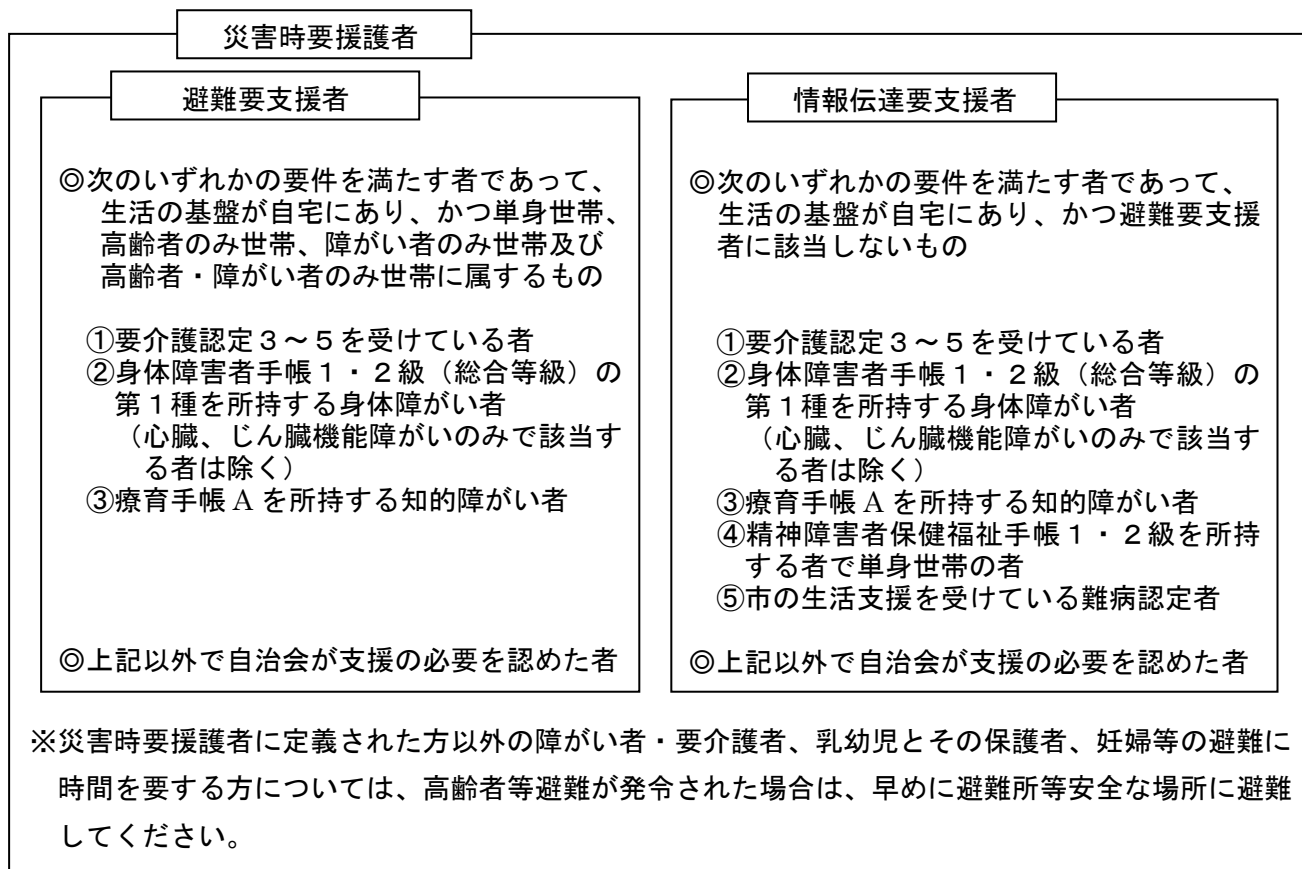
○ 不在時の代理等

- ① 自治会長不在時は、支部から副会長へ、副会長から会計及び監査へ
- ② 自治会長及び副会長不在時は、支部から会計へ、会計から監査及び副会長担当の班長3人へ
- ③ 班長や各戸の間で連絡が取れない場合は、その次に連絡し、後から掛け直す。

※ 自治会長等が不在の場合の連絡順位を、第3順位まで決めて、支部長に報告する。



## 2 災害時要援護者名簿登録者の範囲



## 3 関係機関連絡先

機 関 名	電 話 番 号
三条市役所三条庁舎	3 4 - 5 5 1 1
三条市役所栄庁舎	4 5 - 4 1 1 1
三条市役所下田庁舎	4 6 - 2 5 1 1
三条市消防署	3 4 - 1 1 1 1
三条警察署	3 3 - 0 1 1 0
東北電力ネットワーク(株)	0 1 2 0 - 1 7 5 - 3 6 6
東日本電信電話(株)新潟支店	電話の故障時「1 1 3」 電話の移転等「1 1 6」
北陸ガス(株)長岡支社三条事務所	3 2 - 2 2 1 1
栄ガス消費生活協同組合	4 5 - 2 0 4 9
三条市上下水道課	4 6 - 5 9 0 0

## 4 土砂災害に係る避難情報対象地区等

土砂災害に係る避難情報の発令対象行政区は次のとおりとする。

担当支部	避難情報の 発令単位	発令行政区（山沿い）
井栗支部	保内地区	上保内、下保内
本成寺支部	本成寺地区	長嶺、吉田、如法寺、月岡4
大崎支部	大崎地区	東大崎2、麻布、上野原、柳沢、籠場、中新
栄支部	大面地区	小滝、高安寺、大面、北潟、矢田、吉野屋
下田支部	長沢地区	檜山、花淵、中野原、荻堀下、原上、原下、 笹巻、福沢、大沢、長沢、駒込上、駒込中、 駒込下、広手、大平、高屋敷、高岡、下大浦、 馬場、上大浦
	森町地区	遅場、葎谷、濁沢、早水、牛野尾、長野、名下、 栗山、塩野淵、笠堀、大谷地、南五百川、 北五百川、院内、森町、田屋、棚鱗、荒沢、 小長沢、庭月、八木前
	鹿峠地区	江口、上飯田、中飯田、下飯田、鹿峠、小外谷、 曲谷、牛ヶ首、落合、上谷地、蝶名林、中浦、 新屋、鹿熊